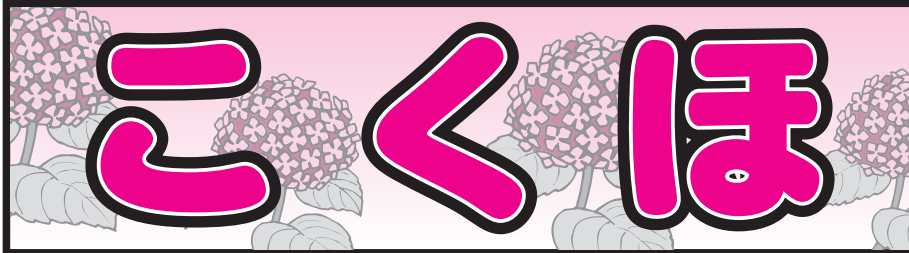


国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和6年5月24日 第180号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民生部国保年金課
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
TEL 35-2111 番代
内線2348～2350・2353・2358・2359

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！

収 納 課 35-2111
(内線 2275～2278)

リストラにあった方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成31年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成30年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード
- 11…解雇
 - 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
 - 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
 - 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
 - 32…事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

- ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード
- 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
 - 33…正当な理由のある自己都合退職
 - 34…正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証		(第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数		
20. 特殊表示(災害時一括、巡相、市町村)			

平成30年3月31日(300331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

- ①離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- ②雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- ③「特例受給資格者証」をお持ちの方
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証)
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「特」
- ④「高年齢受給資格者証」をお持ちの方
(高年齢受給資格者証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「高」

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減(7割、5割、2割)判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

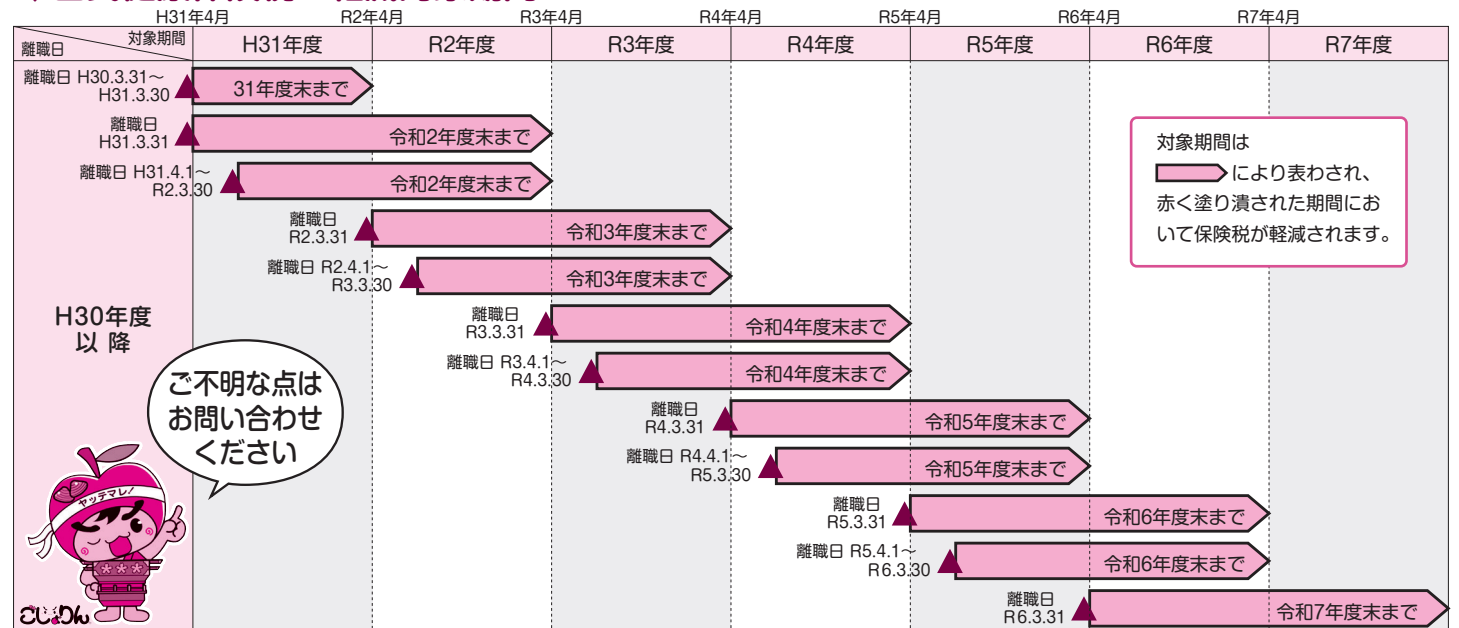
国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

① 申請に必要なもの ①

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証（紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。）
- ・マイナンバーがわかるもの

◆国民健康保険税の軽減対象期間



問い合わせ

●国保年金課 35-2111 (内線2348・2349)

産前産後期間相当分(4ヶ月分) 国民健康保険税が免除されます!

対象となる方

出産予定の国民健康保険被保険者

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以降に出産した人の出産(死産・流産・人工妊娠中絶含む)をいいます。

対象期間

出産予定日(出産日)の前後4ヶ月

多胎妊娠の場合は、出産予定日(出産日)の前後6ヶ月

減 免 額

出産される方の対象期間分の均等割・所得割

申請受付期間

出産予定日の6ヶ月前から申請できます。

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書(産前・産後)
- ・母子健康手帳などの出産予定日が分かるもの(出産前に申請する場合のみ)
- ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの



妊産婦の方に医療費が助成されます 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

対象者 国民健康保険に加入している妊産婦の方

内 容 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費(妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ))が無料となります。

期 間 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

国保年金課、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所総合窓口係へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後に交付されます。



例 妊娠の届出が令和6年5月20日、出産予定日が令和6年12月15日の方の場合
令和6年5月20日から令和7年1月31日までの間、医療費の助成(妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ))を行います。(ただし、出産が産前産後期間の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。)

出産育児一時金について

安心して出産育児ができる制度です



1. 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金50万円が支給されます。〔「産科医療補償制度」未加入の医療機関で出産された場合と、妊娠12週以降妊娠22週未満で出産された場合は48万8千円〕

また、妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

2. 直接支払制度について

「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」は、お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、原則50万円を上限として出産費用に出産育児一時金を直接充てることができる制度です。

なお、直接支払制度の利用にあたっては、事前に医療機関と被保険者との間で書面を取り交わす必要があります。

※ 出産費用が50万円を超える場合、その差額は退院時に医療機関に支払うことになります。

また、50万円未満の場合は、その差額分を保険者に請求することになります。

※ 出産育児一時金が保険者から医療機関に直接支払われることを望まない場合は、出産後に保険者から受け取る方法をご利用いただくことも可能です(その場合、現金で医療機関にお支払いいただくことになります)。

例

① 医療機関から請求された出産に係る費用が55万円の場合

保険者が医療機関へ支払	被保険者が医療機関に支払
50万円	5万円

② 医療機関から請求された出産に係る費用が45万円の場合

保険者が医療機関へ支払	保険者が被保険者へ支給
45万円	5万円

例を参考に
確認してね!



❖ 直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ◆ 医療機関から交付される「専用請求書と内容である旨」を記した明細書
- ◆ 医療機関直接支払制度合意文書
- ◆ 国民健康保険被保険者証(出産された方のもの)
- ◆ 世帯主名義の通帳

❖ 直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ◆ 医療機関から発行される出産費用の領収書または請求書
- ◆ 国民健康保険被保険者証(出産された方のもの)
- ◆ 世帯主名義の通帳
- ◆ 死産、流産の場合は医師の証明書
- ◆ 医療機関と交した合意文書(直接支払制度を利用しない旨の合意文書)